

6 弥監公表第 25 号
令和 7 年 3 月 31 日

弥富市監査委員 林 伸一

弥富市監査委員 平野 広行

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項、及び第 4 項の規定に基づき、監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査として、弥富市監査委員監査基準に準拠して監査を実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

第1 監査の概要

1 監査の対象

産業振興課、下水道課の財務事務及び経営に係る事業の管理並びに行政事務全般

(監査の範囲は、主に令和6年4月1日から令和7年2月28日まで。ただし、必要に応じて過年度の書類や調査日時点の書類も調査対象とした。)

2 監査の主な着眼点

監査の対象に係るリスクを識別し、その内容及び程度を検討したうえで、監査の対象事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか、またそれらを確保するために内部統制が適切に整備され、有効に機能しているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

(1) 重点項目

- ア 前回の監査における指摘事項が改善されているか。
- イ 事務の執行が関係法令に適合しているか。
- ウ 収入は確実かつ厳正に確保されているか。
- エ 歳出予算は、適正かつ効果的に執行されているか。
- オ 契約の締結は、関係法令に基づいて適正に執行されているか。
- カ 工事等は、着工から完了検査、引渡しまで契約どおり履行されているか。
- キ 公有財産、物品の取得及び維持管理等は適正に行われているか。
- ク 基金の管理、運用は適正かつ効果的に行われているか。
- ケ 財政援助団体等の事務事業や運営、事業効果は適正か。
- コ 公金の管理は、「弥富市公金等の適切な取扱指針」に基づき適正に管理されているか。

3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査対象課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

(1) 書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

(2) 説明の聴取

産業振興課長、下水道課長及び関係職員から説明を聴取した。

4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査委員事務局による事前調査	監査委員事務局	令和7年3月4日～ 令和7年3月19日
監査委員による本監査	本庁舎5階 打合室4	令和7年3月27日

第2 監査の結果

以上のおり監査した結果、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められたものの、一部では是正または改善が必要である事項〔指摘事項（措置を要する事項）〕が認められたので、速やかに再発防止に向けた取り組みの検討及び実施を求める。

また、一部で留意し改善する必要がある事項（留意事項）が認められたので、今後の適正な事務事業の執行に万全を期されたい。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

[指 摘 事 項（措置を要する事項）]

◎ 産業振興課

(1) 契約に係る事務について

ア 弥富青空市テント等借上

随意契約により業者を指定するが、弥富市随意契約関係取扱基準で定められている業者数は3者であるところ、1者としていた。弥富市随意契約の取扱基準において「業者数は特別の理由がある場合は、それ以内とすることができ

る。」としている。見積者数を減じた理由として起案に記載されていた理由は「年度当初の催しであり、現在の市の所有している物では対応が出来ず開催日までに借上げをできるのが、見積者のみであるため。」としていた。

しかし、年度当初の催しであること及び市が所有していないという理由では、見積者を減ずる特別な理由にはなっていない。また、借上げをする物品は、机やテント、椅子であり、他業者でも取扱っていると推察される。

事前調査による回答では「市の各種イベントに対する過去からの実績やイベント当日の突然のトラブルに対し、即座対応できることによる理由で一者とした。」としているが、契約内容は物品の借上げであり、契約外のイベントのトラブル対応を見込んで、融通の利く一業者とすることは不適切である。

「弥富市指名競争入札関係取扱基準」を遵守し、適切に事務を執り行われたい。

イ 産業会館浄化槽点検及び清掃委託

年度の予算については、地方自治法第 208 条第 1 項により、「普通地方公共団体の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。」とされ、同条第 2 項により、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」とされ、会計年度独立の原則としている。しかし、契約期間が令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日で、1 年間であるが長期継続契約としている。令和 6 年度から令和 7 年度の長期継続契約として、所属年度を 2 年度とする必要性及び合理的な理由がみられない。契約期間が 1 年間ならば、地方自治法の原則のとおり、4 月 1 日から 3 月 31 日の単年度契約とされたい。

ウ 土地改良区補助金について

交付額については、弥富市土地改良区事業補助金交付要綱の第 1 条で「予算の範囲内において交付する補助金」としている。

弥富土地改良区、鍋田土地改良区、十四山土地改良区に、令和 3 年度までは 150 万円、令和 4 年度からは 300 万円を一律に交付している。

令和 6 年度に繰越す金額は、弥富土地改良区 9,643,039 円、鍋田土地改良区 64,589,266 円、十四山土地改良区 7,028,949 円であった。

繰越額に大きな差があり、一律の額を交付することについて、予算を立てる際に収支計画を確認し、補助金額の具体的な根拠を明確にしたうえで検討及び見直しをされたい。また、弥富市土地改良区事業補助金交付要綱においても、

補助の対象を明確にするなどの見直しを検討されたい。

[留意事項]

◎ 産業振興課

(1) 契約に係る事務について

契約に係る事務において、次のような個所がみられたので留意し、管理体制を整え、事務の万全を期されたい。

- ア 現場代理人等通知書、着手届、選任届、業務工程表、業務計画書など、業者から受領した書類に受付印が押されていない。令和5年度にも指摘しているが改善されていない。
- イ 契約書に業者の押印がない。
- ウ 納品書、点検報告書、業務計画書の一部が綴られていない。

(2) 備品台帳

農村多目的センターの備品台帳において、処分した備品の台帳が削除されていない。適切に台帳を整備されたい。

(3) 行政文書の管理について

- ア 公用車運転日誌について、令和6年6月3日付 総務部長からの「公用車運転日誌兼点呼記録簿の取扱いについて（通知）」のとおり記入されていない。行政文書であるが、乱筆で読めない文字が散見され、修正箇所には訂正印が押されていない。また、単年度で管理すべきだが、前年度から続けて綴りが使用されている。今後は適切に管理されたい。
- イ 農村多目的センターの利用取消届において、保存年限は3年のところ、平成26年度以降綴られている。行政文書管理規定のとおり保存年限を過ぎたら適切に廃棄されたい。
- ウ 環境改善センターのタイムカードにおいては、平成31年2月26日付 総務課長からの事務連絡「タイムカードの取扱いについて（通知）」のとおり、手書きの箇所には所属長の押印をされたい。
- エ 農村多目的センターのタイムカードにおいて鉛筆書きが見られた。ボールペン等消えない筆記具で記入されたい。
- オ 旅行命令簿の住所欄が全員未記入である。旅費の支払い金額は、居住地の

確認をして算出することもあるため必ず記入されたい。

カ 訂正印がない、記入漏れ、廃止になった通知が綴られている等がみられたので、適切に管理されたい。

(4) 出退勤記録及び時間外勤務について

特定の職員において、4月から11月の間に54日、実際に退勤した時刻よりも早い時刻に修正されている。記録忘れや記録誤りの際には修正することになっているが、そうでなければ修正すべきではない。勤務を終えているのであれば速やかに退勤されたい。もしくは、仕事が特定の職員に多く偏っているのであれば、事務分担の見直しを検討されたい。

また、産業振興グループの時間外勤務において職員によって偏りがみられる。

所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認を行い、必要な措置を講じられたい。

◎ 下水道課

(1) 行政文書の管理について

休暇及び職免承認簿及びに記入漏れ、年次有給休暇処理簿の記入誤りがみられた。公用車運転日誌は前年度からの続きとなっていたが、単年度で管理するため、年度で分けられたい。

(2) 契約に係る事務について

下水道事業会計アドバイザー業務委託の委託内容について、公営企業会計に移行した令和2年度から変わっていない。公営企業会計に移行し5年が経過していることから、人事異動があっても会計事務が継続して行える体制にすること。その上で、例えば職員で行える事務については委託から外すことや質疑応答の契約に切り替えるなど、契約内容について精査し見直されたい。

以上